

物件調書

※この調書は、入札に付する物件を確認される上での参考資料です。

申し込まれる前に、必ず現地をご確認ください。

<お問い合わせ先>

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

高島市総務部行財政管理局

行政管理課

電話 0740-25-8112（直通）

FAX 0740-25-8101

物 件 調 査 書

物 件 番 号	1
所 在 地	高島市永田字台場 1 4 5 8 番 2 1
地 目	宅地
面 積	1 9 2 . 8 4 m ² (実測)
予定価格(最低売却価格)	3, 8 0 0, 0 0 0 円
法令等に基づく制限	非線引都市計画区域 用途地域：無指定 建ぺい率制限： 7 0 % 容積率制限： 2 0 0 % 道路斜線制限有り、隣地斜線制限有り
供給処理施設の状況 (利用可能な施設)	電 気：関西電力㈱ 上水道：高島市上水道（前面道路配管有り） 下水道：高島市公共下水道（前面道路配管有り） ガ ス：個別プロパン
そ の 他	・当該地は、ＪＲ湖西線「近江高島駅」から北東方へ約 1.4 k mに位置し、南西側に幅員 9.5mの県道に接面する。間口 10m、奥行約 15mの略長方形地で日用品店舗まで約 3.3 k m、小中学校まで約 1.9 k mで、生活上の利便性はやや劣ります。
備 考	・本物件は現状有姿で売却します。本物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、市は責任を負いません。 ・都市計画については、高島市都市整備部都市政策課（電話：0740-25-8571）でご確認ください。 ・水道本管への接続なし。下水道本管への接続なし。（水道加入金、下水道受益者負担金必要。） 詳しくは高島市都市整備部上下水道課（電話：0740-25-8573）でご確認下さい。 ・建物の建築については、滋賀県高島土木事務所管理調整課（電話：0740-22-6046）でご確認ください。

物 件 調 書

物 件 番 号	2
所 在 地	高島市鵜川字宮ノ前283番5
地 目	田
面 積	56.16㎡（実測）
販 売 価 格	380,000円
法令等に基づく制限	非線引都市計画区域 用途地域：無指定 建ぺい率制限： 10% 容積率制限： 20% 道路斜線制限有り、隣地斜線制限有り
供給処理施設の状況 （利用可能な施設）	電 気：関西電力株 上水道：高島市上水道（前面道路配管有り） 下水道：高島市公共下水道（前面道路配管有り） ガ ス：個別プロパン
そ の 他	・コンクリートブロック造 平屋建15㎡の建物があります。 ・自然公園法の琵琶湖国定公園第2種特別地域に指定されています。
備 考	・本物件は現状有姿で売却します。本物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、市は責任を負いません。 ・都市計画については、高島市都市整備部都市政策課（電話：0740-25-8571）でご確認ください。 ・水道本管への接続なし。下水道本管への接続なし。（水道加入金、下水道加入金必要。） 詳しくは高島市都市整備部上下水道課 （電話：0740-25-8573）でご確認下さい。 ・建物の建築については、滋賀県高島土木事務所管理調整課（電話：0740-22-6046）でご確認ください。 ・自然公園法については、滋賀県自然環境保全課（電話：077-528-3481）でご確認ください。